

「仙台市男女共同参画推進のための計画のあり方について」
答申に係る中間報告からの変更点について

1. 「復興」という表現が無いことについて（資料 1-別紙 1 NO. 9）

（第 3 章 基本目標 1）

（1）市民意見

「復興」の表現が外れているが、復興は果たされたという認識か。

（2）答申への反映

本文中及び施策の方向 4 のタイトルに「復興」という言葉を追記した（P19・20・21）。

2. 男女共同参画の理解に向けた積極的な働き掛けについて

（資料 1-別紙 1 NO. 10・63・64）

（第 3 章 基本目標 1・7）

（1）市民意見

①防災に取り組む女性の人材が増えても、その女性たちが活動しやすい環境づくりが進まなければ人材活用も進まない。男女共同参画の視点の必要性を積極的に働きかけていくための施策が必要だと思う。

②積極的に男女共同参画への理解を求め、その取り組みを進めるという姿勢を示す施策を盛り込んでほしい。（他 1 件）

（2）答申への反映

基本目標 6 の「想定される取り組み例」施策の方向 1 に記載している「男女共同参画意識の醸成に向けた市民、企業、地域への啓発」を基本目標 1 の「想定される取り組み例」施策の方向 4（P21）及び基本目標 7 の「想定される取り組み例」施策の方向 3（P33）にも追記した。

3. 審議会等の女性委員の登用について（資料 1-別紙 1 NO. 16・17）

（第 3 章 基本目標 2）

（1）市民意見

学識経験者だけから構成せず、一般女性に門戸を広げていただきたい。（他 1 件）

（2）答申への反映

本文中に「委員公募制の積極的な活用」を追記した（P22）。

4. 加害者の更生教育プログラムについて（資料1-別紙1 NO.32）

（第3章 基本目標4）

（1）市民意見

暴力（DV）加害者の更生教育プログラムについて行政サイドでの導入、支援団体との連携、財政補助を行うこと。

（2）答申への反映

「想定される取り組み例」施策の方向2に「DV加害者プログラムのあり方の検討」を追記した（P27）。

5. パートナーシップ制度について（資料1-別紙1 NO.40～44）

（第3章 基本目標5）

（1）市民意見

①パートナーシップ制度の導入について取り組んでほしい。（他3件）

②パートナーを持たない・持てない・持ちたくない人たちにとって抑圧に繋がる面もあるなど、皆が皆「パートナー制度」を求めているわけではない。

（2）答申への反映

「想定される取り組み例」施策の方向5に「パートナーシップ制度の検討」を追記した（P29）。

6. 用語解説「性的少数者」について（資料1-別紙1 NO.76）

（参考資料 用語解説）

（1）市民意見

「性的少数者」の用語解説について、「先天的に身体上の性別が不明瞭である人」（いわゆる性分化疾患）を性的少数者の文脈において語ることは、性分化疾患について誤解や偏見を招く事態を引き起こすことが多い。

「性自認・性的指向に関しての少数者等、性のありようが多数派でないとされる人々の総称。性的マイノリティーとも言う。」といった表現が良いのではないか。

（2）答申への反映

用語解説の当該部分をご意見のとおり修正した（P39）。

※その他答申に向けたページの修正・追加

（1）「はじめに」について、中間報告の時点では、市民に対して意見をお寄せいただくようお願いする形で締められていた。今回は市長に対する答申となるため、タイトルを「はじめに～答申に当たって～」に修正するとともに、本文もタイトルに沿うよう一部修正した。

（2）参考資料に以下のページを追加した。

- ・2 「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）に関する市民意見募集結果の概要（P43）
- ・3 審議経過（P44）
- ・4 仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿（P45）